

令和3年第9回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和3年9月7日（火）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江 (オンライン出席)	委員 齋藤邦彦 (オンライン出席)
	委員 名島啓太 (オンライン出席)	委員 阿良田由紀 (オンライン出席)	委員 長谷川みどり (オンライン出席)
事務局職員	教育振興部長 教育指導課長 子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長) 保育課長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、 生涯学習・学校地域連携課長) 子ども未来部長 子どもわくわく課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	34号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	35号	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	36号	東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
4	36号	令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について	了承
5	37号	放課後子ども総合プラン等検討会の設置について	了承
6	38号	保育施設の開設予定等について	了承
7	39号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第9回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和3年9月7日(火) 13:30

- 清正教育長 それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和3年第9回北区教育委員会定例会を開会いたします。
- 日程第1、第34号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について議題に供します。
- 教育指導課長から説明をお願いいたします。
- 教育指導課長 教育指導課長です。
- 第34号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。
- 新型コロナウイルスの感染状況に見通しが立たないことから、現在、区職員について例年7～9月まで取得できる夏季休暇を、令和3年度に限り10月末まで取得できるよう、規則改正の作業が進められています。これを踏まえ、幼稚園教育職員についても同様に夏季休暇を10月末まで取得できるよう、本規則案を提出いたします。
- 議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。夏季休暇は7月1日から9月30日までの間に5日間取得できると規定しておりますが、令和3年度に限り、10月31日まで取得できるようにするものです。
- 1ページにお戻りいただき、付則です。この規則は公布の日から施行します。
- 以上、第34号議案について説明申し上げました。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。
- 清正教育長 説明ありがとうございます。
- 本件につきましてご質疑又はご意見はございますでしょうか。
- (質疑・意見なし)
- 清正教育長 ありがとうございます。それでは第34号議案につきまして、採決に入ります。各委員より賛成又は反対の表決をお願いいたします。
- 本間委員、お願いいたします。
- 本間委員 賛成です。
- 清正教育長 ありがとうございます。
- 名島委員、お願いいたします。
- 名島委員 賛成です。

清正教育長	ありがとうございます。 齋藤委員、お願いいたします。
齋藤委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 阿良田委員、お願いいたします。
阿良田委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 長谷川委員、お願いいたします。
長谷川委員	賛成です。
清正教育長	ありがとうございます。 賛成多数です。よって本件は原案どおり承認することに決定いたします。 次に日程第2、第35号議案「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則」について、議題に供します。 保育課長から説明をお願いいたします。
保育課長	保育課長でございます。 第35号議案「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。 議案書8ページの説明欄をご覧ください。認可保育所等の利用調整に係る特例を設けるほか、規定の整備を行うため、本案を提出いたします。 本改正では、大きく2点の変更を行います。初めに、本則の新旧対照表をご覧ください。 まず、1つ目の変更点ですが、下段の現行第18条の5行目「勤務」と記載されている文言を上段の改正後のように「就労」と改めるものです。本則のほか、別表や様式に記載している「勤務」の文言は、同様に「就労」へと改正いたします。 この改正につきましては、これまで北区では、保育園の入所を希望する保護者から、北区独自に定めた勤務証明書を提出していただいております。これを国が定める就労証明書に変更することから、規則に定める「勤務」の文言を「就労」と改めるものです。 国では、保育所等の利用申請の際に、保護者へ求めている就労証明書を電子的に作成できる標準的な様式を用いるよう取り組みを進めており、これをもって、作成する企業側の負担軽減とともに、将来的なデジタル化に備えております。 続いて、2点目の変更点でございます。育児休業の延長を希望する保護者に対して、保育所への入所へかかる利用調整において、保護者の希望に基づき、利用調整時の優先

度を下げる特例審査を新たに設けるものです。

初めに、改正の背景をご説明いたします。育児休業や育児休業に基づく給付については、原則お子さんが1歳に達するまで取得、受給することができ、保育所に入所できない場合には、最長で2歳に達するまで延長が可能とされています。

育児休業の延長には、保育所に入所できないことの証明として、入所保留通知書の提出が求められており、現状では、育休延長を希望する保護者は、復職の意思がないにも関わらず、保留通知書の入手のために利用申請を行っている状況です。

こうした課題について、各自治体から国へ意見が寄せられることになり、国からは、各自治体において利用調整の工夫により課題を解決するよう通知が出されております。この課題に対して、北区では利用調整の特例制度を設けて対応することとしました。

議案書12ページをご覧ください。保育園利用調整の際に用いる選考指数の決定について、中段の(13)教育長が別に定める書式により、保護者から育児休業の延長を希望する旨の申出があったときは、当該保護者の属する世帯の全ての保護者の選考指数を0とするとの項目を追加いたします。

また、16ページをご覧ください。こちらは調整指数に関する規定でございますが、中段の3、教育長が別に定める書式により、育児休業の延長を希望する旨の申出があった保護者の属する世帯は、世帯の状況が番号1から6までのいずれかに該当する場合であっても、調整指数の適用を行わないとの項目を追加いたします。

これまで北区では、保護者から提出される就労証明書等の必要書類を基に世帯の状況を判断し、保護者それぞれに3～10点の選考指数を付け、調整指数を加点した上で利用調整を行ってきました。

今回の変更により、育休の延長を希望する保護者に対しては、保護者の希望に基づき、その世帯の選考指数を0点とし、調整指数の加点を適用せず、0点で審査を行うというものです。これにより、育休の延長を希望する世帯には保育園の内定を出すことなく、真に入園を希望する世帯が入所できることとなり、業務負担の軽減にもつながっていくものでございます。

7ページにお戻りいただき、付則でございます。本規則は、公布の日から施行するものでございます。

なお、経過措置として、育休延長希望者の特例審査については、来年、令和4年5月入所から適用するものとし、各種様式につきましては、残存するものは必要な修正を加えた上で今後も使用できるものいたします。

以上、第35議案についてご説明いたしました。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、第35議案につきまして採決に入らせていただきます。各委員より賛成又

は反対の表決をお願いいたします。
まず、本間委員、お願いいたします。

本間委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。
名島委員、お願いいたします。

名島委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。
齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。
阿良田委員、お願いいたします。

阿良田委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。
長谷川委員、お願いいたします。

長谷川委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。賛成多数です。よって本件は原案とおり承認することに決定いたします。

次に日程第3、第36号議案「東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」について議題に供します。

保育課長から説明をお願いいたします。

保育課長 引き続き、第36号議案「東京都北区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書17ページの説明欄をご覧ください。子ども・子育て支援システムの改修に伴いまして、様式に係る規定の整備を行うため、本案を提出いたします。改正内容は様式、帳票の変更が主なものとなっております、改正箇所についてご説明いたします。

19ページ、本則の新旧対照表をご覧ください。第8条は、認可保育所等の保育料に当たる利用者負担額及び給食のおかず代に当たる副食費の免除に関する通知を規定した条文でございます。現行では、利用者負担額及び副食費の免除の通知を1つの様式にまとめておりましたが、子ども・子育て支援システムの改修に伴いまして、新たに副食費

の管理機能が追加されたことで、副食費の免除に係る通知を個別帳票として発行できるようになりました。そのため、改正後のとおり、利用者負担額及び副食費の免除を分けて通知することといたします。

22～29ページまでが、今、ご説明しました改正に伴う様式変更の新旧対照表となります。その他、様式に係る規定の整備を行っておりまして、20、21、42～45ページまでは、保護者が提出する申請書の様式変更となります。

申請書類の手書き作成にかかる負担軽減を行うために、保護者がパソコンで作成できるよう、エクセル形式にてホームページ上に公表するための改正でございます。レイアウトの変更が中心で、内容は従来どおりとなっております。

次に30～33ページ、そして46～47ページ、家庭状況届の様式変更でございます。前の規則改正においてご説明した、勤務証明書を就労証明書に変更することによる「勤務」から「就労」への文言整理となっております。

続きまして、34～41ページまでが公定価格加算・調整項目届出書の様式変更でございます。様式は第1面から第4面までであり、私立認定こども園への施設型給付の支払いに当たって、施設側が該当する加算項目、調整項目を区に届け出るための様式でございます。制度の変更に伴い、項目の追加及び削除をしております。

以上が改正内容の説明でございます。

17ページにお戻りいただきまして、付則でございます。本改正は、公布の日から施行するものでございます。また、各種様式につきまして、残存するものは必要な修正を加え、今後も使用できるものといたします。

以上、第36号議案についてご説明いたしました。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

本間委員 利便性が高まってよいと思いました。

清正教育長 ありがとうございます。
それでは第36号議案につきまして、採決に入らせていただきます。各委員より賛成又は反対の表決をお願いいたします。
本間委員、お願いいたします。

本間委員 賛成です。

清正教育長 ありがとうございます。
続きまして、名島委員、お願いいたします。

名島委員 賛成です。

清正教育長	<p>ありがとうございます。 続きまして、齋藤委員、お願いいたします。</p>
齋藤委員	<p>賛成です。</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。 阿良田委員、お願いいたします。</p>
阿良田委員	<p>賛成です。</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。 続きまして、長谷川委員、お願いいたします。</p>
長谷川委員	<p>賛成です。</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。 賛成多数です。よって本件は原案どおり承認することに決定いたします。 次に報告事項に移ります。日程第4、報告第36号「令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について」です。 教育指導課長から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	<p>報告第36号「令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について」、各教科の平均正答率及び児童・生徒質問紙調査の結果を中心に説明いたします。 本調査は、小学校第6学年と中学校第3学年の全児童・生徒を対象に、本年5月27日木曜日に行われたものです。 調査の目的につきましては、資料1ページに記載したとおりです。 教科に関する調査は、小学校が国語、算数の2教科、中学校が国語、数学の2教科です。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、実施されませんでした。 2ページ、資料1「令和3年度全国学力・学習調査の結果について」をご覧ください。上段の表は小中学校の各教科の北区、都、国の平均正答率を一覧にしたものです。小学校の結果は、国全体との比較では、国語、算数の両方において、北区の平均正答率が上回っております。東京都との比較では、国語が都全体平均正答率を上回り、算数は同程度でした。 中学校の結果は、国全体との比較では国語、数学ともに平均正答率を上回りました。東京都との比較では、国語、数学とも都全体の平均正答率と同程度です。 次に資料の中ほどからは、年度間の比較を一覧にしたものです。こちらは問題の異なる年度を比較するために、各年度の平均正答率がそれぞれ100となるように標準化した、標準化得点が用いられています。これは、100を超えていれば全国平均を超えていて、100に達していない場合は課題があるということです。平成25年度から見る</p>

と、年度間の上下はありますが、今年度は小学校では国語が2ポイント上昇して、102でした。中学校では国語、数学ともに令和元年度は100でしたが、それぞれ1ポイント上昇して、101でした。

続きまして、3ページの資料2の1をご覧ください。こちらは北区立小学校全体についての、学校質問紙による小学校の取り組み状況及び児童質問紙の結果と、教科学力に関するチャート図です。左側の2つが学校質問紙、右側の2つが児童質問紙です。また、上のチャートが全国との比較、下のチャートが東京都との比較です。真ん中の点線の円が基準ですので、そこから飛び出している項目は基準以上であり、北区立小学校が力を入れている取り組みです。

北区は、国語、算数の教科学力や授業改善の項目が基準を上回り、学力パワーアップ講師や学級経営支援員を始めとする個別指導や校内研修、区が開催する教員に対する研修会に力を入れているという傾向が読み取れます。

右側の小学校の児童への質問紙による調査の結果のチャート図からは、全国や東京都と比較して下回っている規範意識、生活習慣、学習習慣などが課題であることが分かります。

続いて、北区立中学校についてです。27ページの資料3の1をご覧ください。

左の2つの円が、中学校の学校質問紙によるチャート図です。中学校は、国語、数学の学力が基準を上回りました。右側の2つの円は、中学校の生徒への質問紙による調査の結果のチャート図です。こちらも国語、数学の学力が基準を上回っていますが、規範意識については基準以下であり、課題となっています。

続いて、児童・生徒質問紙について説明します。ここでは主に挑戦心、達成感、規範意識、自己有用感等に関する事、学習習慣、学習環境に関する事、ICTを活用した学習状況に関する質問について説明します。なお、小学校と中学校ともに同様の傾向であるため、小学校のデータを使って説明します。

資料7ページをご覧ください。中段の質問番号11「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問について、全国、都と比較すると「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の割合の合計が低く、引き続きいじめは絶対にしてはいけないという指導の徹底が必要です。

資料8ページをご覧ください。上段の質問番号13「学校に行くのは楽しいと思いますか」についてですが、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した児童は84.2%で、全国、都を上回りました。

資料9ページをご覧ください。下段の質問番号18「学校の授業時間以外に普段、月曜日から金曜日、1日当たりどれぐらいの時間勉強していますか。（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間を含む。）」という質問項目に対して、長い時間勉強している子どもが多く、国、都をそれぞれ上回りました。

資料11ページをご覧ください。中段の質問番号23「新聞を読んでいますか」という質問に対して、新聞を読んでいる子どもの割合の合計が、国、都、それぞれを上回っており、本区のNIEについての定着が感じられます。

最後に、資料13ページをお開きください。上段の質問番号28「学習の中でコンピ

ユーザーなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」という質問に、肯定的に回答した児童・生徒の割合は90%を超えており、高い割合です。ICT機器の活用は、児童・生徒の学習意欲の向上につながると考えられます。

資料の分量が多いため、詳細については後ほどご覧ください。説明は以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件についてご質疑又はご意見はございますでしょうか。

本間委員

本間委員 大変貴重な情報提供をありがとうございました。各学校で、該当学年についてはそれぞれ適切なフィードバックがなされていると思いますけれども、この北区にとって家庭教育も含めて、今後、取り組んでいかなければいけない点、各学校で憂慮いただくような内容もあるかと思うのですけれども、北区民全体へのフィードバックは、今年度ほどのようになっているのかを教えてください。

教育指導課長 教育指導課長です。
今回の9月の第3回定例議会の文教子ども委員会の中で報告する予定になっております。
以上です。

清正教育長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
本間委員

本間委員 文教委員会以外の場面で、例えば北区ニュースですとか、区のJ:COMチャンネルを活用してとか、全体の資料はなかなか難しいと思いますので、今後、主な項目だけでも一般区民にも直に伝達して呼びかけるというようなお考えはないでしょうか。

教育指導課長 教育指導課長です。
情報発信について、なるべく発信できる形で検討したいと思います。

本間委員 ぜひよろしく願いいたします。

清正教育長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは本件に関する報告は終了させていただきます。
次、日程第5、報告第37号「放課後子ども総合プラン等検討会の設置について」です。
子ども未来課長から説明をお願いします。

子ども未来課長 それでは、資料に沿いましてご報告をさせていただきます。表紙をおめくりください。放課後子ども総合プラン等検討会を設置するというご報告でございます。

1の要旨、児童館の子どもセンターへの移行及び放課後子ども総合プランの一体的運営について、いずれもさらなる検討が必要であるという認識の下で、検討会を立ち上げることにいたしました。

参考資料①をご覧ください。今回設置する検討会の要綱でございます。別表1、2にそれぞれ検討会のメンバーを記してございます。

別表1は検討会の本会でございます。こちらは、子ども未来部長、教育振興部長、政策経営部長、総務部長の4部長に加えまして、小学校長会から正副の会長の先生方4名にもご参画いただいて、課題について今年度末を目途に検討を進めてまいりたいと考えております。

別表2には、この親会の下に2つ設ける部会です。1つは、放課後子ども総合プラン、学校の中での活動について検討する部会です。こちらには児童館長のほかに、小学校の副校長先生方にもご参画をいただきたいと思っております。もう1つの子どもセンター部会は、庁内の関係課で組織をいたします。

最初の報告の資料にお戻りください。2番の検討方法に何を検討するかを書かせていただいております。

(1) 放課後子ども総合プランですけれども、ご案内のように児童数が増えている、放課後の学童のニーズも高まってきている、35人学級を実現するために学校の施設の確保も課題となってきました。このような中で、放課後に子どもたちの過ごす場所をどのように確保していくのか検討してまいりたいというのが(1)放課後子ども総合プランの検討の骨子でございます。

検討方法のところの放課後子ども総合プランにつきましては、ここにお示ししてあるようなニーズの高まり、あるいは35人学級の実現と放課後の子どもたちの居場所の確保をどのように実現していくか検討する部会でございます。

それから、(2)子どもセンター部会は、平成26年に子どもたちの放課後の居場所を学校としたことにより、今後の児童館をどうしていくのかということで、子どもセンター課というものをスタートしたわけです。それからいくつかの年月を経て、またその環境も変わってきております。今度、王子第一小学校の導入で、放課後子ども総合プランの導入が全ての小学校に整いますので、それを契機にして、地域における子どもセンターの機能について、いま一度、検討しようということでございます。

3、今後の予定でございますけれども、この検討は令和3年度中に、ただいま設置を報告させていただいております検討会で骨子、方針について定めさせていただきます。その上でさらに1年、令和4年度に実務的な検討をいたしまして、見直しによる実際の具体的な動きをスタートさせるのは、令和5年度を考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第6、報告第38号「保育施設の開設予定等について」です。
子ども環境応援担当課長から、説明をお願いいたします。

子ども環境
応援担当課
長

それでは、続いてご説明をさせていただきます。お手元の資料をお開きください。
来年度の4月に向けた、新たな保育施設の開設予定でございます。2の(1)にお示
しのとおり、来年の4月に平塚神社の敷地の中に開設を予定している保育園が1園ござ
います。

2番のタイトルの下に記載しておりますが、この新規の開設園を含めて、本年の4月
から来年の4月にかけて受入可能人数を140名増加させる予定です。

レジュメの裏面をご覧ください。新しく開設いたします保育園と、この裏面の(2)
にお示している定員変更により、それぞれ約70名の増加を見込んでおりますので、た
だいま申し上げましたように合計で約140名の増を考えているところでございます。

(3) 家庭福祉員1名が家庭的保育事業への移行を希望しておりますので、その手続
きも同時に行わせていただきます。

3、今後の予定です。例年のことでございますけれども、10月20日秋口から各園
の入園可能数を公開いたしまして、申請を募ってまいります。年明けの2月には一次内
定者の結果が公表されるということで進めさせていただく予定でございます。

なお、既にご報告しているところでございますが、今回報告させていただいた保育園
以外は、今年度、新たに保育園の新設を公募するという事は止めさせていただいて、
地域の動向を見守っていこうと考えているところでございます。

ご報告は以上です。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件について、ご質疑又はご意見はございますでし
ょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。
次に日程第7、報告第39号「後援・共催事業に関する報告」についてです。
教育政策課長から、説明をお願いいたします。

教育政策課
長

それでは、報告第39号でございます。後援・共催に関する報告です。
今回、名義使用承認報告でございます。11件と多数ございますので、事業名のみの
読み上げとさせていただきます。

1件目「子育てセミナー 親子倫理塾」です。

2件目「北区聴覚障害者協会創立70周年記念大会」です。

3件目「第44回 飛鳥美術会展」です。

4件目「非行のない明るい街づくり赤羽連絡協議会 機関紙「ふれあい」発行」で
す。

5件目「親子租税教室「謎解きK I T A Xウォーク i n王子」でございます。
6件目「東京都認可私立通信制高等学校進学セミナー」です。
7件目「親子租税教室 きたつくす税金川柳」です。
8件目「コンサート×おしばい ベートーヴェン物語」です。
9件目「第16回 北区環境展」です。
10件目「きたく子ども劇場鑑賞例会 令和3年度後期」です。
11件目「きたく子ども劇場遊び表現活動 令和3年度後期」です。
以上でございます。
事業実績報告につきましては、5ページに3件お示ししております。
以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑又はご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。
以上で本日の日程全てを終了いたしました。これを持ちまして令和3年第9回教育委員会定例会を閉会させていただきます。